

園芸経営体生産性向上支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、園芸品目を生産する農業法人の生産性向上を図るため、従業員等の早期の技術習得に貢献する教育資材の整備に要する経費の一部について、当該事業の実施主体に対し、予算の範囲内において園芸経営体生産性向上支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。「以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において知事が認定する事業実施計画とは、農業法人が従業員等に向けて教育資材を整備し、早期の技術習得を通じて生産性向上を図るための計画をいう。

2 この要綱において農業法人の定義は別表1のとおりとする。

(交付対象等)

第3 補助金の交付対象となる事業及び経費並びに補助率等は、別表2のとおりとする。

(事業実施計画認定の申請)

第4 本事業に基づく事業実施計画認定を希望する事業実施主体（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号の事業実施計画認定申請書により知事に申請を行うものとし、その提出期限は知事が別に定める。

2 前項の規定による事業実施計画認定申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書（別紙1）
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 教育資材の仕様書
- (4) 見積書（2社以上、内訳明細含む。）
- (5) その他知事が必要と認める書類

(審査会の設置)

第5 知事は、事業実施計画の評価に当たって、審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとし、審査会の設置に関しては、知事が別に定めるものとする。

(認定)

第6 知事は、第4の事業実施計画認定申請書を受理したときは、速やかに内容を調査し、その審査を審査会に依頼するものとする。

2 審査会は、前項の規定により依頼を受けた場合は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 事業目的及び計画の妥当性
- (2) 事業内容及び効果の妥当性
- (3) その他必要と認められる事項

3 知事は、前項の規定による審査結果を参考に、認定することが適当であると認められるときは、その

旨を申請者に通知し、認定することが適当でないとするときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(支援施策等)

第7 第6の規定により知事の認定を受けた申請者（以下「認定事業実施主体」という。）は、補助金の交付を申請することができるものとする。

(交付申請)

第8 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第2号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない認定事業実施主体については、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書（別紙1）
- (2) 納税証明書（すべての県税）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第3号）及び役員等名簿
- (4) その他知事が必要と認める書類

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を申請することができないものとする。

- (1) 補助金の交付対象となる事業について、国の補助金の交付を受ける場合
- (2) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等である場合
- (3) 県税に滞納や未納がある場合

5 知事は、前項第2号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、警察本部長宛て照会することができる。

(交付の条件)

第9 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、あらかじめ知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記して、別記様式第4号により知事の承認を受けること。ただし、別表2の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記して、別記様式第5号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において

は、あらかじめ知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記して、別記様式第6号により速やかに知事に報告してその指示を受けること。

- 2 知事は、交付の決定に当たっては、第8第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第8第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(事業の着手)

- 第10 事業の着手は、原則として、当該事業に係る補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により、補助金の交付決定前に着手する場合には、認定事業実施主体は、あらかじめ知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記して、別記様式第7号により、補助金交付決定前着手届を知事に提出するものとする。この場合、認定事業実施主体は、当該補助金交付決定の通知までのあらゆる損失等は、自らが負担することを了知の上で行うものとする。
- 2 認定事業実施主体は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合には、補助金交付申請書に着手年月日を記入するものとする。

(事業遂行状況報告)

- 第11 規則第10条の報告は、別記様式第8号によるものとし、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めたときは、速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

- 第12 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は別記様式第9号によるものとし、補助金の交付決定のあった年度のうち、補助事業が完了した日から1か月を経過した日又は3月5日の早い期日までに、知事に提出するものとする。
- 2 前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
 - 3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実績報告書(別紙1)
 - (2) 納品書の写し
 - (3) 教育資材の成果物
 - (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

- 第13 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は補助事業遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書きの規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は別記様式第10号によるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14 補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式第11号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定により報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(事業名の掲示)

第15 この補助金により導入された教育資材には、補助事業実施年度と事業名を掲示又は記入するものとする。

(その他)

第16 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月19日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1 (第 2 第 2 項関係)

「農業法人」の定義

農業法人						
農事組合法人 (農業協同組合法)		会社法人 (会社法)				
(1号法人) 農業に係る 共同利用施 設の設置又 は農作業の 共同化に関 する事業を 行う法人	(2号法人) 農業経営を 行う法人	株式会社		持分会社		
		株式の譲渡 制限のある ものに限る	有限会社 (会社法の 施行に伴う 関係法律の 整備等に関 する法律)	合名会社	合資会社	合同会社

別表 2 (第 3 関係)

園芸経営体生産性向上支援事業費補助金の交付対象となる経費及び補助率等

事業名	園芸経営体生産性向上支援事業
事業実施主体	県内に本店を有する園芸品目を生産する農業法人
補助対象経費	農業法人の従業員等が、園芸品目の栽培技術等を習得することに貢献し、生産性向上を図る教育資材の作成に係る経費 ・従業員等向けの作業動画の作成経費 ・従業員等向けの作業マニュアルの作成経費 ・その他、知事が認める生産性向上を図る教育資材の作成経費
補助率	1/2 以内
補助上限額 及び下限額	補助上限額 50 万円 補助下限額 10 万円
事業の重要な 変更	1 事業実施主体の変更 2 事業実施主体ごとに 30%を超える事業量又は事業費の増減